

令和3年6月1日

各都道府県

宗教学務主管課長 殿

文化庁宗務課長

マイナンバーカードの健康保険証利用の促進及び
業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について
(依頼)

平素から宗務行政に御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、マイナンバーカードの普及については、令和2年12月25日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」において、全業所管官庁等を通じて「関係業界団体等に対してマイナンバーカードの普及と健康保険証利用についての要請を行うとともに、説明会を開催する等により企業等におけるマイナンバーカードの積極的な取組と利活用の促進を推進する」とされたところです。

マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）は、健保組合等の医療保険に係る事務のコスト縮減につながります。また、マイナンバーカードは、職員にとっても、各種証明書のコンビニでの取得や e-Tax による確定申告で利用できる等、大きなメリットのあるカードです。なお、今後、マイナンバーカードは、運転免許証との一体化も検討されており、そのメリットはさらに拡大していく予定です。

以上を踏まえ、内閣官房副長官補室・内閣官房番号制度推進室等から、「マイナンバーカードの健康保険証利用の促進及び業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について」依頼がありました。

つきましては、別添のとおり、各文部科学省所轄宗教学務代表役員宛てに協力依頼したところですので、貴都道府県におかれても所轄する宗教学務代表役員に対して、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけについて、協力依頼を行っていただきますよう、お願い申し上げます。

【本件に係る問合せ先】

文化庁宗務課

電話：03-5253-4111（内線）3038

E-mail：shuhoujin@mext.go.jp